

監査公表 第 8 号

地方自治法第199条第14項の規定により、筑後市長から監査の結果に基づく措置の内容の通知を受けたので、同項及び筑後市監査基準第21条第1項の規定により公表する。

令和6年10月10日

筑後市監査委員 木庭 雄 二

筑後市監査委員 川口 裕 二

定期監査の結果に基づく措置について

	改善を要する事項		措置の内容
消防本部 警防課	消防水利 整備事業 について	<p>消防水利の消火栓について、設置工事は上下水道課が行ったうえで水道事業会計予算から支出し、警防課は消防費予算から工事費相当額を負担金として水道事業会計へ支出している。一方、消火栓の管理については、警防課が消火栓柵調整及び舗装補修工事を行い、消防費予算から支出している。</p> <p>しかしながら水道法第24条では、水道事業者が水道に消火栓を設置し、市町村は水道事業者に対し、消火栓の設置及び管理に要する費用を補償すると規定されている。このため、警防課が消火栓柵調整及び舗装補修工事等の消火栓の管理を行うことは不適切である。水道事業者である上下水道課が消火栓の設置及び管理を行い、警防課はその財源補償として水道事業会計へ負担金を支出すべきである。</p>	<p>R5より関係課協議の上、左記の手続きを行っている状況であります。今後については、上下水道課による消火栓の管理の上、警防課が財源補償を行うこととします。</p>

<p>社会教育課</p>	<p>契約事務について</p>	<p>契約保証金については、筑後市契約規則第6条により「契約担当者は、市と契約を締結する者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない」と規定している。</p> <p>しかしながら、筑後市中央公民館清掃業務委託・建築物における衛生的環境管理業務委託については、3か年の長期継続契約書に契約保証金が記載されておらず、納入されていない。</p>	<p>入札における長期継続契約の際の契約保証金の取り扱いについての整理ができていなかったため、契約管財課と協議し今後適切に処理します。</p>
	<p>事務決裁について</p>	<p>筑後市内遺跡群XⅧ文化財調査報告書印刷について、筑後市事務決裁規程では50万円以上の需用費に係る支出負担行為の専決区分は部長であるが、印刷製本請負伺、契約締結伺及び検取調書等事務処理が課長決裁により処理されている。</p> <p>また、船小屋ゲンジボタル発生地天然記念物再生事業委託についても、100万円以上の委託料に係る支出負担行為の専決区分は部長であるが、課長決裁により処理されている。ポータブルランプセットの購入についても、50万円以上の備品購入費の決裁区分は部長であるが、課長決裁により処理されている。</p> <p>筑後市金銭会計規則では、私人に歳入金の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、その内容及び委託しようとする相手方の住所、氏名、委託を必要とする理由その他必要な事項を記載した書面に当該委託契約書案を添えて市長の承認を受けなければならないとされているが、社会教育施設使用料徴収業務委託契約は部長決裁により処理されている。</p>	<p>筑後市内遺跡群XⅧ文化財調査報告書印刷、船小屋ゲンジボタル発生地天然記念物再生事業委託の事務決裁については、筑後市事務決裁規程を再確認し、今後適切に処理します。</p> <p>ポータブルランプセットの購入については、筑後市事務決裁規程を再確認し、今後適切に処理します。</p> <p>社会教育施設使用料徴収業務委託契約については、筑後市事務決裁規程を再確認し、今後適切に処理します。</p>

契約管財課	入札事務について	<p>請負工事に係る条件付一般競争入札について、入札参加希望者が1者のみであったことから1者による応札、落札となったが、その後、落札者は入札参加資格となる筑後市一般競争入札参加者名簿に登録されていないことが判明し入札不調となっている。入札参加希望者は、筑後市条件付一般競争入札要綱に規定された入札参加資格審査を経て入札参加が可能となるが、この審査が適正に行われなかったため、入札参加資格のない応札が行われたものである。今後、適正な入札事務に努める必要がある。</p>	<p>条件付一般競争入札及び指名競争入札の実施に当たっては、入札参加資格審査の際に付番する受付番号が「900,000以上」の者は入札参加資格がないことを改めて課内で共有し、複数人での確認を実施します。</p>
	寄附採納事務について	<p>寄附物件の受納について、筑後市寄附受納事務取扱基準に基づき、受納を決定する市長決裁及び寄附者への寄附受納書の通知が必要となるが、行われていない案件があった。</p> <p>また、子育て関連に使用することを希望する寄附金について、同事務取扱基準により子育て関連を担当するこども家庭サポートセンターが受納事務を所管し、収入科目は民生費児童福祉費寄附金として処理すべきであるが、当該寄附金は契約管財課が所管し、総務費総務管理費寄附金として処理されている。今後、適正な寄附採納事務に努める必要がある。</p>	<p>寄附物件の受納について、筑後市寄附受納事務取扱基準に基づき、適正な事務処理を実施いたします。</p>